

高円寺地域における新しい学校づくりに伴う通学区域の特例措置について

高円寺地域における新しい学校（平成31年4月開校予定）の指定通学区域については、現在の杉並第四小学校及び杉並第八小学校の通学区域を基本とし、別途、開校までに決定することとしています。

こうした中で、杉並第八小学校南側及び杉並第三小学校北側の通学区域は、それぞれ高南中学校及び高円寺中学校の双方の通学区域に区分されています。これらの区域に居住する児童（就学予定者を含む。）に対しては、杉並和泉学園の場合と同様に、新しい学校の開校を見据えた就学校を選択できる措置（以下「特例措置」という。）を講じることとします。

1 特例措置の内容

別紙のとおり

2 特例措置の実施方法

当該地域に居住する児童（就学予定者を含む。）について、指定校変更の申立てにより対応します。

3 特例措置の適用期間

本特例措置は、当面、新しい学校が開校するまでの間（平成31年4月入学者まで）適用します。なお、平成32年4月入学者以降の取扱いについては、本特例措置の実施状況等を考慮して、新しい学校の指定通学区域と合わせて平成30年度に決定します。

4 今後のスケジュール(予定)

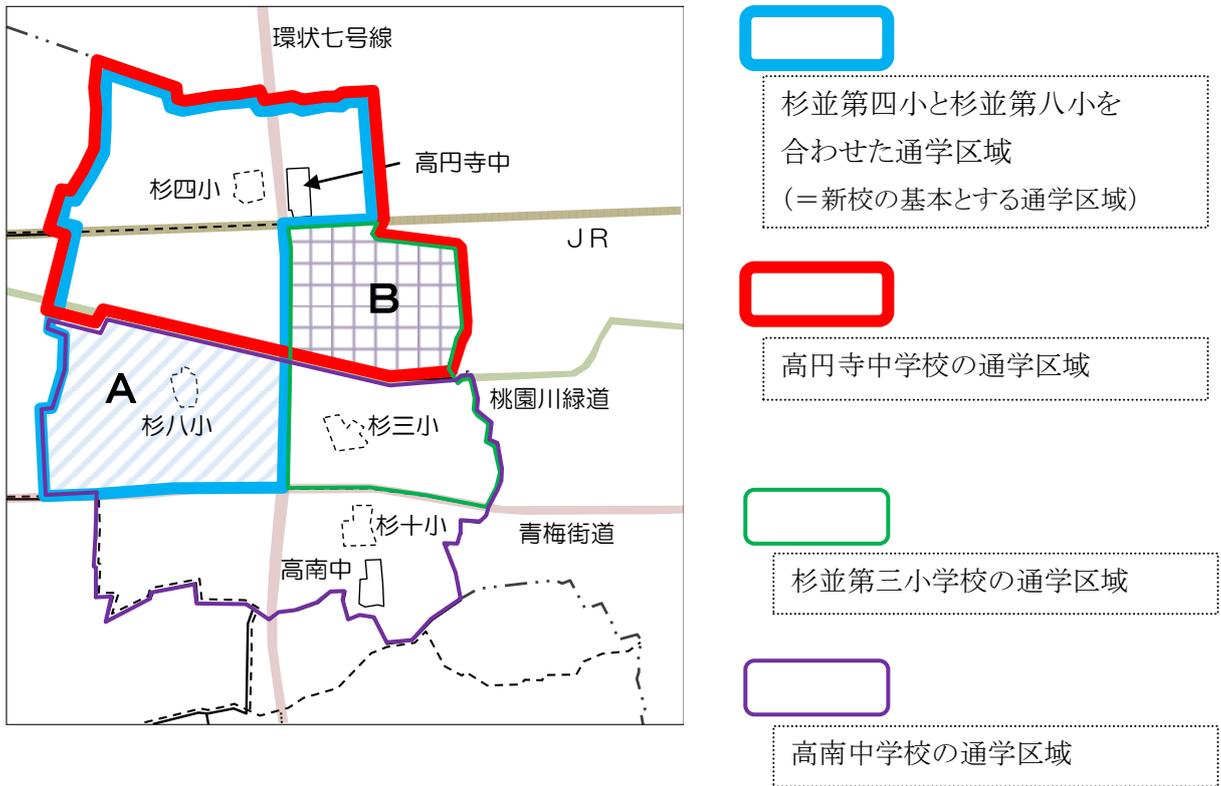
平成27年10月 当該地域に居住する児童（就学予定者を含む）に対して、新小1は就学時健康診断のお知らせに案内を同封し、新中1（現6年生）は学校を通じて児童・保護者に案内を配付します。

12月・当該地域に居住する児童（就学予定者を含む）に対して、就学通知書発送時に同じ案内を同封し、再度周知を図ります。

・指定校変更の申立て受付け開始

平成28年4月 特例措置開始

特例措置の内容



【小学校と中学校の通学区域に差異がある地域】

A：杉並第八小学校の通学区域のうち、中学校が高南中の通学区域となる地域。

B：高円寺中学校の通学区域のうち、小学校が杉並第三小学校の通学区域となる地域。

小学校と中学校の通学区域に差異がある地域		指定校		特例措置を適用する児童
		小学校	中学校	
A	高円寺南2丁目全域 高円寺南3丁目1～3, 17～23, 35～37	杉並第八小 (H31.4 新校)	高南中	新入学児童 杉並第三小、杉並第十小への入学に配慮する。
				在校生（現1年生～6年生） 高円寺中への入学に配慮する。
B	高円寺南5丁目全域	杉並第三小	高円寺中 (H31.4 新校)	新入学児童 杉並第四小、杉並第八小への入学に配慮する。
				在校生（現1年生～6年生） 高南中への入学に配慮する。